

地域密着型介護サービス事業所管理者 様

米子市長寿社会課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した運営推進会議及び
介護・医療連携推進会議の開催について（お知らせ）

平素は、本市高齢者福祉行政に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新「鳥取県版新型コロナ警報」については、この度、警報等の発令判断の目安が見直され令和4年5月6日から暫定運用されています。地域密着型介護サービス事業所が行う運営推進会議及び介護・医療連携推進会議（以下、運営推進会議等）については、今までも通知しておりますが、見直し後の新「鳥取県版新型コロナ警報」の区分に合わせ、下記のとおり変更いたします。

記

○重症化リスクの高い高齢者が利用する施設・事業所であることから、臨時的な取扱いができる警報区分、期間を以下のとおりとする。

- ・鳥取県西部に注意報が発令されている期間
- ・鳥取県西部に警報が発令されている期間
- ・鳥取県西部に特別警報が発令されている期間

○注意報等が発令されていなくても、以下の情報等が提供されている期間は、臨時的な取扱いができることとする。

- ・鳥取県西部地区に感染注意情報が提供されている期間
- ・鳥取県西部地区に感染警戒情報が提供されている期間
- ・鳥取県西部地区に感染急拡大警戒情報が提供されている期間

○個別の区域で発令・提供された場合は、米子市または米子市に隣接する市町村のいずれかに発令・提供されている期間とする。

※今までと同様に、この対応は運営推進会議等の開催を禁止するものではありません。開催にあたってはマスクの着用や体温測定の依頼、会議中の換気等の感染症対策を行ってください。また、可能な限り短時間で行えるような配慮もお願いいたします。

臨時的な取扱いの内容

- 1 厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」において、文書による情報提供・報告、延期、中止等、柔軟に取り扱えることとされており、本市においても臨時的な取扱いができる期間中は、運営推進会議等の開催を延期または中止することも可能とします。なお、中止する場合は文書による情報提供・報告を行ってください。
- 2 上記1の取扱いにより延期した場合は、警報等の解除後に運営基準に従い開催することを原則としますが、延期する期間が長期間に渡りそうな場合は、文書による情報提供・報告を行うようにしてください。

なお、開催にあたっては従来どおりマスクの着用や体温測定の依頼、会議中の換気等の感染症対策を徹底してください。また、報告のみの事項については事前に文書を渡して当日の議題を絞る等、可能な限り短時間で行えるような配慮もお願いいたします。

担当 米子市長寿社会課
介護保険担当 植田・荒松
電話：23-5156